

東備西播定住自立圏域 J R 利用促進協議会 会議規程

(目的)

第1条 この規程は、東備西播定住自立圏域 J R 利用促進協議会の会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、出席者の過半数により決定したときは、この限りではない。

(会議の開催の周知)

第3条 会議の開催は、会議の開催決定後、速やかに関係市町のホームページにより周知するものとする。

(傍聴人の決定方法等)

第4条 会議の傍聴定員は、原則として10人以内とする。ただし、会場の規模により増減することができる。

2 会議の傍聴をしようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴申出書（別記様式）に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

3 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、傍聴受付順で許可する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

2 傍聴人は傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(議長の指示)

第6条 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

(会議録)

第7条 会長は議事概要を作成し、公開するものとする。ただし公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項は除く。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

別記様式（第4条関係）

東備西播定住自立圏域 J R 利用促進協議会 傍聴申出書

年 月 日開催（会議名

※ 受付番号	氏 名	住 所

※受付番号欄は記入しないで下さい。

【注】 傍聴される方は、この申出書を受付に提出してください。